

国民健康保険からのお知らせ

◆他の健康保険に加入するときは届け出を◆

遠方で会社勤めをしている息子の仕送りで生活しています。現在は国保に加入していますが、息子の健康保険に切りかえることはできますか？

はい。職場の健康保険の加入者からの仕送りなどで生活費の大部分を頼っている場合は、被扶養者として認められ、その健康保険に加入することができます（所得制限あり）。また、この場合は国保を脱退することになるので、各市区町村の担当窓口へ届け出をする必要があります。

なお、他の健康保険に加入する手続きは会社のほうになります。



届け出

上の例のように、加入や脱退など届け出が必要なときは、必ず14日以内に各市区町村の担当窓口で手続きを行ってください。

●加入の届け出が遅れると…

- ・国保への加入資格が発生した時点でさかのぼって保険税を支払ってもらう場合があります。
- ・保険証がない期間の医療費は全額自己負担になる場合があります。

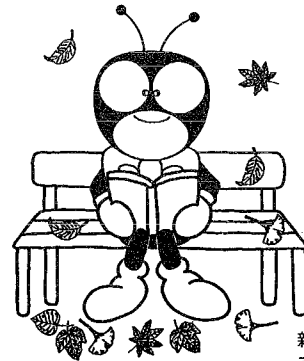


●脱退の届け出が遅れると…

- ・資格がなくなったあとで国保の保険証を使って診療を受けた場合、国保で負担した医療費を返してもらうことになります。
- ・新たに加入した職場の健康保険などと国保の両方に保険料（税）を二重で納めてしまうことがあります。



分からない事などありましたらお気軽にご相談ください。
住民課国民健康保険係（2番の窓口）☎38-3111（内線139）



新潟県国民年金
マスコットゆめあり
（夢あり）君

ゆめあり通信

男子の支給開始年齢

生 年 月 日	支給開始年齢
昭和16年4月1日以前	60歳
昭和16年4月2日～昭和18年4月1日	61歳
昭和18年4月2日～昭和20年4月1日	62歳
昭和20年4月2日～昭和22年4月1日	63歳
昭和22年4月2日～昭和24年4月1日	64歳
昭和24年4月2日以降	65歳

女子の支給開始年齢

生 年 月 日	支給開始年齢
昭和21年4月1日以前	60歳
昭和21年4月2日～昭和23年4月1日	61歳
昭和23年4月2日～昭和25年4月1日	62歳
昭和25年4月2日～昭和27年4月1日	63歳
昭和27年4月2日～昭和29年4月1日	64歳
昭和29年4月2日以降	65歳

厚生年金保険の被保険者期間が一年以上あって、老齢基礎年金の受給資格期間を満たしている六十歳以上の人には、六十五歳になるまで、厚生年金保険から特別支給の老齢厚生年金が支給されます。

なお、この特別支給の老齢厚生年金は、平成十三年度から平成二十五年度にかけて、三年ご

特別支給の老齢厚生年金等の受給者は六十五歳から老齢基礎年金・老齢厚生年金を受けます

とに一歳ずつの割合で支給開始年齢が引き上げられます。具体的には、昭和十六年（女性）昭和二十一年）四月二日以後に生まれた人から昭和二十四年（女性）昭和二十九年）四月一日以前に生まれた人は、生年月日に応じて特別支給の老齢厚生年金の支給開始年齢が引き上げられ、そのかわり、六十歳から特別支給の老齢厚生年金の支給開始年齢に達するまでは、報酬比例部分相当の老齢厚生年金が支給されることとなります。

特別支給の老齢厚生年金等の受給者が六十五歳となったとき、老齢基礎年金と老齢厚生年金を受けられることとなります。

年金から介護保険料が徴収されます

介護保険法及び介護保険法施行法が平成十二年四月一日から施行され、介護保険制度が本格的にスタートしました。

年金から介護保険料が徴収されるのは、老齢・退職を事由とする年金で年額十八万円以上受給している六十五歳以上の方です。

当初、年金から介護保険料を徴収する時期は、平成十二年

あなたが現在受給されているのは、厚生年金に加入した期間で計算された特別支給の老齢厚生年金ですが、この年金は六十五歳で失権となります。六十五歳以降については、それまで加入してきた国民年



答え

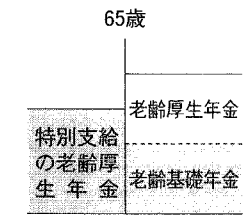
私は現在、厚生年金を受給していますが、過去に国民年金を十年位かけたことがあります。まもなく六十五歳になるのですが国民年金の受給の手続きについて教えてください。



質問

国民年金の請求手続きは？

金、厚生年金の期間を合算し、老齢基礎年金と老齢厚生年金が一つの年金として新たに裁定され支給されることとなります。



この時点で裁定請求書(ハガキ)をだして頂くと国民年金分があわせて支給になります。

ゆめあり相談室